

[事案 15-1・15-2] 保険契約無効確認請求

本件は、契約者兼被保険者形態の保険に夫婦それぞれが加入した保険契約に関する同様な事実経過に基づく同一保険会社への申立て

- ・平成 15 年 5 月 26 日 裁定申立書受理
- ・平成 15 年 10 月 28 日 裁定申立取下げ

< 申立人（2 名）の主張 >

契約前に受けた保険商品の元本保証性についての代理店の説明は虚偽に基づくもので詐欺であり、保険契約は無効である。

保険料を全額返して欲しい。

< 保険会社側の主張 >

代理店は、積立金の変動や死亡保険金の最低保証について説明しており、当該契約を無効にし得るレベルの虚偽説明はなされていない。

また、申込書上の重要事項の説明欄には、契約者印が押印されていることが確認できている。従って、申出には応じられない。

< 裁定の概要 >

裁定審査会は、申立人に対し事情聴取を行ったところ、変額保険の仕組みは理解しているものの、保険会社破綻時の保険契約保護等に関し誤解や理解不足のところがあつた。

一方、平成 15 年 9 月時点での当該保険契約の解約返戻金を調べたところ、株価の上昇を受け、払込保険料総額を上回っていることが判明した。

この時点で申立人が当該保険契約を解約すれば、申立人の主張する払込保険料の全額返還の希望に実質的に応えることになることから、裁定審査会は、当該保険会社に対し、破綻時の保険契約の保護および当該保険契約の内容等について、改めて申立人に十分説明するよう要請した。

その後、申立人から、保険会社を通じて、当事者間の話し合いにより、保険契約を継続することで解決したので申立を取り下げたい旨の連絡があり、申立人からの「裁定申立取下書」の提出をもって、裁定手続を終了した。